

## 住民自治組織設立支援補助金の概要

- 1 制度創設年月日 平成18年4月1日
- 2 趣旨  
住民自治協議会の設立を促進するため、各地区における設立に向けた取り組みに対し補助金を交付するもの。
- 3 補助金の交付対象
  - (1) 補助金の交付対象となる団体  
住民自治協議会を設立しようとする、当該地区内の区長の代表者をはじめ主たる団体の代表者など地区住民の代表者により構成された市内30地区単位の準備会等(以下「準備会」という。)
  - (2) 補助金の対象となる経費  
準備会の会議開催に要する経費  
対象経費は、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料並びに需用費等とする。  
準備会が行う地区住民に対する広報に要する経費  
住民自治協議会の設立に関する広報紙等の印刷製本に係る需用費、使用料及び賃借料等とする。
  - (3) 補助金の対象とならない経費  
単なる飲食を目的とした食糧費  
団体の構成員に対する人件費、謝礼、交際費(費用弁償は除く)  
団体の事務所等の維持にかかる経費  
その他、慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金及び補助金など、住民自治協議会の設立準備に直接関係のない経費
- 4 補助金の上限額及び補助率
  - (1) 補助金の上限額  
補助金の上限額は、次の均等割額と世帯割額の合計額とする。  
(別紙「住民自治組織設立支援補助金 事業費算定根拠」参照)  
均等割額 1 準備会当たり 20,000 円  
世帯割額 1 世帯当たり 17 円×申請を行う年度の前年度1月1日現在の住民基本台帳に登録されている地区ごとの世帯数
  - (2) 補助率  
補助率は、補助金の対象となる経費の10分の10以内とする。(地区住民の一部負

担について検討中)

## 5 補助金の交付

### (1) 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、準備会設置後に以下の書類により行うものとする。

- ・補助金交付申請書（定められた様式による）
- ・準備会の規約及び構成員名簿（選出団体名を付記）
- ・収支予算書
- ・住民自治協議会の設立までのスケジュール表
- ・その他市長が必要と認める書類

### (2) 交付決定

交付申請書類を審査後、交付決定を行い、交付決定額の全額を概算払いにより交付する。

## 6 補助金の精算

### (1) 実績報告

住民自治協議会が設立された場合は、設立された日から起算して15日以内に以下の書類により実績報告を行うものとする。

- ・実績報告書（定められた様式による）
- ・収支決算書
- ・支出を証明する書類（領収書等）
- ・会議録
- ・広報を行った場合は、その広報紙
- ・その他市長が必要と認める書類

### (2) 補助金の繰越

交付申請を行った年度と同年度に住民自治協議会が設立されなかった場合は、交付申請を行った年度の3月31日現在の状況により実績報告を行うものとし、補助金の残額については、次年度へ繰越を認める。その場合の実績報告は、(1)の書類に加え、以下の書類により行うものとする。ただし、補助金の繰越は1年度限りとする。

- ・補助金を繰り越す理由書
- ・次年度の収支予算書
- ・住民自治協議会の設立までのスケジュール表

### (3) 補助金額の確定

住民自治協議会が設立された後に補助金額を確定するものとし、確定した補助金額が交付決定額より少額な場合は、差額について返還させる。

## 長野市住民自治組織設立支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、各地区における住民自治協議会の設立を目的とした取り組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において「地区」とは、第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里及び大岡の各地区をいう。

### (交付対象者)

第3 補助金の交付対象者は、住民自治協議会を設立しようとする地区住民等の代表者により構成された各地区の住民自治協議会の設立準備会（以下「準備会」という。）であって、当該地区内の区長の代表者が構成員となっているものとする。

### (補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 準備会の会議開催に要する経費
- (2) 準備会が行う地区住民に対する広報に要する経費
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。
  - (1) 単なる飲食を目的とする経費
  - (2) 準備会の構成員に対する人件費、謝礼及び交際費
  - (3) 準備会の事務所等の維持にかかる経費
  - (4) 慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金等住民自治協議会の設立準備に直接関係のない経費
  - (5) その他市長が不相当と認める経費

### (補助金の限度額及び補助率)

第5 補助金の額は、一の準備会ごとに、第1号に掲げる均等割の額に第2号に掲げる世帯割の額に当該地区の世帯数を乗じて得た額を加算した額（千円未満の端数は、切り上げる。）を限度額とする。

- (1) 均等割 20,000円
- (2) 世帯割 17円
- 2 前項に規定する世帯数は、補助金の交付申請を行う年度の前年度の1月1日現在における当該地区の世帯数とする。
- 3 補助率は、第4第1項に掲げる経費の10分の10以内とする。

### (補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、住民自治組織設立支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 準備会の規約及び構成員名簿
- (2) 収支予算書
- (3) 住民自治協議会設立までのスケジュール表
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市住民自治組織設立支援事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市住民自治組織設立支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)  
(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、住民自治組織設立支援補助金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 会議議事録
- (3) 地区住民に対する広報を行った場合は、その広報紙
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、住民自治協議会が設立された日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、住民自治組織設立支援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

様式第1号(第6関係)

長野市住民自治組織設立支援補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 様

地区名  
団体名  
団体代表者  
住所  
氏名  
連絡先(電話)

住民自治協議会の設立を目的とした準備会を設立し、下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 準備会の活動内容
- 2 準備会の活動計画
- 3 住民自治協議会の設立予定年月日
- 4 関係書類
  - (1) 準備会の規約
  - (2) 構成員名簿
  - (3) 収支予算書
  - (4) 住民自治協議会設立までのスケジュール表

様式第2号(第7関係)

長野市住民自治組織設立支援事業変更承認申請書

年 月 日

長野市長 様

地区名  
団体名  
団体代表者  
住所  
氏名  
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった住民自治組織設立支援事業について、準備会の活動内容を下記のとおり変更したので、承認してください。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他

様式第3号(第7関係)

長野市住民自治組織設立支援事業  
中止承認申請書  
廃止

年 月 日

長野市長 様

地区名  
団体名  
団体代表者  
住所  
氏名  
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつ  
た住民自治組織設立支援事業について、準備会の活動を下記のとおり 中止  
したので、承認してください。 廃止

記

- 1 中止の理由  
廃止
- 2 準備会の活動状況
- 3 中止する期間及び住民自治協議会の設立予定年月日
- 4 その他

様式第4号(第8関係)

長野市住民自治組織設立支援補助金実績報告書

年 月 日

長野市長 様

地区名  
団体名  
団体代表者  
住所  
氏名  
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった住民自治組織設立支援補助金に当たり、下記のとおり実施しました。

記

1 準備会の活動内容

2 関係書類

- (1) 収支決算書
- (2) 会議議事録
- (3) 地区住民に対する広報を行った場合は、その広報紙
- (4) 補助金を次年度に繰り越す場合
  - ア 補助金を繰り越す理由書
  - イ 次年度の収支予算書
  - ウ 住民自治協議会の設立までのスケジュール表
- (5) その他市長が必要と認める書類



様式第5号(第9関係)

長野市住民自治組織設立支援補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 様

地区名  
団体名  
団体代表者  
住所  
氏名  
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった住民自治組織設立支援補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円  
2 請求額 円  
3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協	店 所										
口座の種類	当座	普通預金										
(フリガナ)												
口座の名義												
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											

住民自治組織設立支援 地区別助成額（平成18年度）

	均等割額	世帯数 (H18.1.1)	世帯割単価	世帯割計	補助額
第一地区	20,000	2,869	17	48,773	69,000
第二地区	20,000	5,199	17	88,383	109,000
第三地区	20,000	3,284	17	55,828	76,000
第四地区	20,000	1,282	17	21,794	42,000
第五地区	20,000	2,347	17	39,899	60,000
芹田地区	20,000	11,704	17	198,968	219,000
古牧地区	20,000	9,914	17	168,538	189,000
三輪地区	20,000	7,779	17	132,243	153,000
吉田地区	20,000	6,496	17	110,432	131,000
古里地区	20,000	5,109	17	86,853	107,000
柳原地区	20,000	2,646	17	44,982	65,000
浅川地区	20,000	2,707	17	46,019	67,000
大豆島地区	20,000	4,347	17	73,899	94,000
朝陽地区	20,000	5,605	17	95,285	116,000
若槻地区	20,000	7,716	17	131,172	152,000
長沼地区	20,000	886	17	15,062	36,000
安茂里地区	20,000	8,851	17	150,467	171,000
小田切地区	20,000	537	17	9,129	30,000
芋井地区	20,000	979	17	16,643	37,000
篠ノ井地区	20,000	14,527	17	246,959	267,000
松代地区	20,000	6,845	17	116,365	137,000
若穂地区	20,000	4,138	17	70,346	91,000
川中島地区	20,000	9,189	17	156,213	177,000
更北地区	20,000	11,211	17	190,587	211,000
七二会地区	20,000	865	17	14,705	35,000
信更地区	20,000	1,041	17	17,697	38,000
豊野地区	20,000	3,397	17	57,749	78,000
戸隠地区	20,000	1,662	17	28,254	49,000
鬼無里地区	20,000	824	17	14,008	35,000
大岡地区	20,000	635	17	10,795	31,000
合計	600,000	144,591		2,458,047	3,072,000